

## 改正府令等の概要

- I 上場会社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する開示内容の充実を図るため、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正を行った。施行は平成 22 年 3 月 31 日。

上場会社について、有価証券届出書、有価証券報告書等において次の事項の記載を義務付ける（第二号様式）。

### 1 コーポレート・ガバナンス体制（第二号様式・記載上の注意(57) a (a)～(c)）

- (1) コーポレート・ガバナンス体制（会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの（例：経営諮問会議）を含む。）の概要・当該体制を採用する具体的な理由  
〔コーポレート・ガバナンスに関する事項（例：会社の機関の内容等）については、現行でも記載事項である。〕
- (2) 内部監査・監査役（監査委員会）監査の組織・人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員について当該知見の内容）・手続  
〔内部監査・監査役監査の組織・人員・手続、内部監査・監査役監査・会計監査の相互連携については、現行でも記載事項である。〕
- (3) 社外取締役・社外監査役について
- ① 社外取締役・社外監査役の機能・役割（社外取締役・社外監査役の独立性に関する考え方を含む。）、社外取締役・社外監査役の選任状況についての考え方  
〔社外取締役・社外監査役と会社との人的関係・資本的関係・取引関係その他の利害関係については、現行でも記載事項である。〕
- ② 社外取締役・社外監査役による監督・監査と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部統制部門との関係
- ③ 社外取締役・社外監査役を選任していない場合には、それに代わる体制及び当該体制を採用する理由

**適用** 次の有価証券届出書・有価証券報告書について適用する。

- A 平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書  
B 平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の財務諸表を最近事業年度の財務諸表として記載すべき有価証券届出書

（注）以下、**適用**の記載においては、Aの有価証券報告書とBの有価証券届出書を合わせて「22年3月期有価証券報告書等」と表記する。

## 2 役員報酬 (第二号様式・記載上の注意(57) a (d))

- (1) 取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役・社外役員に区分した報酬等の総額、報酬等の種類別(基本報酬・ストックオプション・賞与・退職慰労金等の区分)の総額等
- (2) 役員ごとの提出会社と連結子会社の役員としての報酬等(連結報酬等)の総額・連結報酬等の種類別の額等(ただし、連結報酬等の総額が1億円以上の役員に限ることができる。)
- (3) 提出日現在において報酬等の額又はその算定方法の決定方針がある場合、その内容及び決定方法

(注1) 報酬等とは、報酬、賞与その他その職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益であって、当事業年度に係るもの及び当事業年度において受け、又は受ける見込額が明らかとなったものをいう。

(注2) 提出会社の役員が連結子会社から受ける役員報酬等につき、例えば、重要性に乏しい複数の連結子会社から役員として受ける報酬等の合計額が提出会社の役員として受ける報酬等の額に比して稀少であるような場合には記載を要しないものと考えられる。

(注3) 使用人兼任役員の使用人給与分のうち重要なものがあれば、総額及び内容等を記載する。

適用 22年3月期有価証券報告書等から適用する。

## 3 株式保有状況 (第二号様式・記載上の注意(57) a (e))

### (1) 政策投資目的で保有する株式について (記載上の注意(57) a (e) i・ii・iv)

- ① 投資有価証券に区分される株式(投資株式)のうち純投資目的以外の目的で保有する株式についての銘柄数・貸借対照表計上額の合計額
- ② 純投資目的以外の目的で保有する上場投資株式(特定投資株式)(提出会社が議決権行使権限を有する上場銘柄(みなし保有株式)を含む。)のうち、当事業年度及び前事業年度のそれぞれについて、銘柄別に貸借対照表計上額が資本金額の1%を超えるもの(それぞれの銘柄数が30銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの)について、特定投資株式とみなし保有株式に区分して、銘柄・株式数・貸借対照表計上額・具体的な保有目的

(注1) 「みなし保有株式」とは、例えば、保有株式を信託銀行に信託に出して信託受益権を譲渡したが、当該株式に係る議決権行使の指図権限を有するものをいう。

(注2) 上位30銘柄にはみなし保有株式銘柄が含まれるが、みなし保有株式については10銘柄を上限とする。なお、みなし保有株式以外の株式が20銘柄に満たない場合には、合計で30銘柄となるようみなし保有株式の銘柄数が増加する。

- ③ 提出会社が持株会社の場合
- i 提出会社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）が保有する投資株式について、①・②と同じ基準で記載する。
  - ii 最大保有会社の投資株式計上額が、提出会社の連結貸借対照表上の投資有価証券である株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、提出会社及び連結子会社の中で次に投資株式計上額が大きい会社が保有する投資株式について、①・②と同じ基準（ただし、上位30銘柄は上位10銘柄）で記載する。
  - iii 提出会社が最大保有会社に該当しない場合には、iiと同様、①・②と同じ基準（ただし、上位30銘柄は上位10銘柄）で記載する。

（注）持株会社とは、子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社をいう。

**適用**

- A 上記①については、22年3月期有価証券報告書等から適用する。
- B 上記②については、次のとおりとする。

[銀行・保険会社以外の上場会社]

- a 22年3月期有価証券報告書等  
22年3月期の貸借対照表計上額が資本金額の1%を超える銘柄（銘柄数が10銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位10銘柄に該当するもの）を記載する。
- b 23年3月期有価証券報告書等から  
本則適用。  
なお、前期分についてはaの銘柄を記載する。

[銀行・保険会社]

- a 22年3月期有価証券報告書等  
22年3月期の貸借対照表計上額の上位10銘柄を記載する。  
なお、提出会社以外の最大保有会社（③のi参照）がある場合には、提出会社に代えて、当該最大保有会社の上位10銘柄に該当するものを記載する（(1)の①・(2)の事項を含む。）。
- b 23年3月期有価証券報告書等  
23年3月期の貸借対照表計上額が資本金額の1%を超える銘柄（50銘柄を上限）（銘柄数が30銘柄に満たない場合には、貸借対照表対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの）を記載する。  
なお、提出会社以外の最大保有会社がある場合には、提出会社に代えて、23年3月期の貸借対照表計上額が提出会社の資本金額の1%を超える銘柄（50銘柄を上限）（銘柄数が30銘柄に満たない場合には、貸借対照表対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの）を記載する（(1)の①・(2)の事項を含む。）。  
また、前期分についてはaの10銘柄を記載する。
- c 24年3月期有価証券報告書等から  
本則適用（前期分についてはbの銘柄を記載する。）

- C 上記②の（みなし保有株式）については、23年3月期有価証券報告書等から適用する。
- D 上記③については、23年3月期有価証券報告書等から適用する（ただし、銀行等は24年3月期有価証券報告書等から適用するが、Bのとおり対応する。）。

(2) 純投資目的で保有する株式について（記載上の注意(57) a (e) iii）

- ① 提出会社（(1)の③に該当する会社を含む。）が純投資目的で保有する投資株式を、上場株式・非上場株式に区分し、当事業年度及び前事業年度における貸借対照表計上額並びに当事業年度における受取配当額、売却損益及び評価損益を記載する。
- ② 当事業年度において保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に、又は純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものは、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄・株式数・貸借対照表計上額を記載する。

適用 22年3月期有価証券報告書等から適用する。

上場会社について、株主総会において決議事項が決議された場合に、議決権行使結果として次の事項を記載した臨時報告書の提出を義務付ける（第19条第2項第9号の2）。

- ① 株主総会の開催年月日
- ② 決議事項の内容
- ③ 決議事項に対する賛成・反対・棄権に係る議決権数、当該決議事項の可決要件、決議結果
- ④ ③の議決権数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を参入しなかった理由（前日行使分・当日出席の大株主分の集計により可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したものととして議決権の一部を集計しなかった場合等）

（注）個別の役員ごとの選任議案の得票数の開示についても、他の議案と同様に記載する。

適用 平成22年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会及びその後開催される株主総会について適用する。

II 投資法人及び特定目的会社について、継続企業の前提に関する情報の開示を求めするため、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の改正を行った。施行は平成22年3月31日。

- 1 投資法人及び特定目的会社が将来にわたって営業活動等を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には、有価証券報告等に「投資リスク」として、その旨及びその内容を記載する。
- 2 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、これに併せて当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を分かりやすく記載する。

Ⅲ 有価証券信託受益証券のうち振替機関が取り扱うもの（以下「振替受益権」という。）について、当該有価証券信託受益証券の信託財産に振替機関による振替受益権の発生時の新規記録又は記録手続の通知に係る費用に充てるため金銭その他の財産を含めることができることを明確化するため、企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の改正を行った。施行は平成 22 年 7 月 1 日。

Ⅳ 「有価証券の売出し」に係る開示規制に係る金融庁告示を以下のとおり規定した。適用は平成 22 年 4 月 1 日。

- 1 金融商品取引法施行令第 2 条の 12 の 3 第 4 号ロに規定する指定外国金融商品取引所（外国の金融商品取引所のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所）を指定する。
- 2 譲渡制限のない海外発行証券の売付け等を行う金融商品取引業者等が報告を行う一の一の認可金融商品取引業協会及び外国証券情報の提供又は公表を要しない外国国債等の要件である、当該外国国債等と同一種類の他の有価証券の売買が二以上の金融商品取引業者等により行われていることを一の認可金融商品取引業協会の規則で定めるところにより確認する場合における、当該認可金融商品取引業協会を指定する。

Ⅴ その他

その他所要の規定の整備を行った。

※ 上記の改正に伴い、企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容開示ガイドライン）及び特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）の改正を行った。

（以 上）